

別表六（二十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の2第2項若しくは第3項《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》若しくは第17条の2の3第2項若しくは第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は令和3年改正前の震災特例法第17条の2第3項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第17条の2の2第3項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》若しくは第17条の2の3第3項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において震災特例法第17条の2第3項、第17条の2の2第3項又は第17条の2の3第3項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等2」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 震災特例法第17条の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容及びその適用を受ける資産の所在地を記載します。
 - (2) 震災特例法第17条の2の2第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第1項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載します。なお、その記載した区分が同表の第1号である場合には、福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示の全てが解除された日を併せて記載します。
 - (3) 震災特例法第17条の2の3第2項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 4 「10のうち14%又は7%適用資産の取得価額の合計額11」の欄は、「差引改定取得価額10」の金額のうち令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第17条の2第1項に規定する特定機械装置等に係る額の合計額を記載します。
- 5 「翌期繰越額31」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。